

東近江行政組合債権の管理に関する条例等施行規則

平成29年1月18日
東近江行政組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第173条の2及び東近江行政組合債権の管理に関する条例（平成28年東近江行政組合条例第9号。以下「条例」という。）第10条の規定により、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、施行令及び条例の定めるところによる。

(台帳)

第3条 条例第5条に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合の債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- (3) 組合の債権の額、発生年度、履行期限その他組合の債権の状況に関すること。
- (4) 組合の債権の管理の履歴に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、組合の債権の管理のため管理者が必要と認める事項

2 組合の債権の管理上支障がないと管理者が認める場合は、前項各号に掲げる事項の記載の一部を省略することができるものとする。

(督促後強制執行等の措置をとるまでの期間)

第4条 組合の債権に係る施行令第171条の2に規定する相当の期間は、原則として、1年を超えない期間とする。

(履行期限後徴収停止の措置をとるまでの期間)

第5条 組合の債権に係る施行令第171条の5に規定する相当の期間は、原則として、1年以上の期間とする。

(徴収停止後組合の債権を放棄するまでの期間)

第6条 条例第8条第5号に規定する相当の期間は、原則として、1年以上の期間と

する。

(報告)

第7条 条例第9条の規定により議会に報告する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の発生年度、件数及び金額
- (3) 放棄した理由
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。